

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (防災人材の育成・活用による地域防災力の向上) (1) 平成 29 年度に実施した「防災に関する県民意識調査」において、東日本大震災発生時に高まった危機意識が、時間の経過につれて薄れる傾向にあるとともに、20%を超える県民が内陸直下型地震や風水害による危険性を認知していないという現状が明らかになった。 また、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の県民指標である「率先して防災活動に参加する県民の割合」は、ここ数年横ばいであり目標値を達成できていない状況である。 これらのことから、県民の防災意識を高めるとともに、市町やみえ防災・減災センター等と連携し、防災人材の育成や活用を進め、地域防災力の向上に取り組まねたい。 (防災企画・地域支援課)
講じた措置
平成 30 年度
1 実施した取組内容 (1) 県民の防災意識を高める取組については、みえ風水害対策の日やみえ地震対策の日に合わせて、伊勢市と津市でシンポジウムを開催するとともに、防災技術指導員が自治会等で講話を行ったほか、防災啓発車(地震体験車)を活用して地域の行事に参加することで県民の防災活動への参加を促進しました。 (2) 防災人材の育成については、みえ防災・減災センターにおいて、地域や企業等で自主的に防災活動等を行う「みえ防災コーディネーター」を育成するとともに、自主防災組織の活性化に取り組むため、自主防災組織リーダー研修を県内 3 カ所で開催しました。 (3) 防災人材の活用については、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター認定者等の「みえ防災人材バンク」への登録を促進するとともに、地域等からの防災活動に関する協力・支援依頼に対してマッチングを行ったほか、各地域防災総合事務所(活性化局)単位で地区懇談会を開催し、市町とバンク登録者がつながる機会を設けるなど、人材バンク登録者が地域で活躍できる環境整備に取り組みました。
2 取組の成果 (1) 「平成 30 年度防災に関する県民意識調査」によると、「防災意識や危機意識を持っている県民の割合」が 70.8%となり、平成 29 年度と比較して 15.6 ポイント向上したほか、危機意識が薄れつつある県民の割合も平成 29 年度は 36.2%でしたが、30 年度は 21.6%と少なくなっています。 (2) 「みえ防災コーディネーター」を 46 名育成するとともに、「自主防災組織リーダー研修」を延べ 170 人が受講しました。 (3) 「みえ防災人材バンク」に 404 名が登録され、延べ 271 名の登録者が地域や学校の防災活動を支援しました。 (平成 31 年 3 月末現在)
平成 31 年度以降(取組予定等)
(1) 平成 31 年は伊勢湾台風 60 周年・昭和東南海地震 75 周年の節目の年であるため、「防災の日常化」推進緊急プロジェクト事業を実施するほか、引き続き防災技術指導員による講話や防災啓発車による啓発活動を行うことで、県民の防災意識の向上や防災活動に参加する県民の機会の確保に努めます。 (2) 引き続き、みえ防災・減災センターにおいて、「みえ防災コーディネーター」や「自主防災組織リーダー」など、地域防災力の向上につながる人材を育成します。 (3) 育成した防災人材を「みえ防災人材バンク」に登録することでバンク登録者を増加させるとともに、地区懇談会等を開催することで、地域で活躍できる環境整備に努め、防災人材の活用を一層図ることにより、地域防災力の向上に向けて取り組みます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (移住の促進) (2) 移住の促進については、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の社会減対策の一つとして総合的な取組を進めた結果、平成 29 年度の相談件数は 28 年度の 1,137 件から 1,332 件に、県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数は、28 年度の 205 人から 322 人に増加した。 このため、引き続き、関係部局、市町、関係団体等と連携し、移住希望者が求める多様な就労情報やその地域での暮らし方に係る情報の収集・発信を強化するとともに、移住希望者の個別ニーズを詳細に把握し、きめ細かな対応を行うことにより、更なる移住の促進に努められたい。 (地域支援課)
講じた措置
平成 30 年度
1 実施した取組内容 ① 移住希望者は特に就労情報へのニーズが高いことから、市町や関係機関と連携し、地域の小規模事業者や伝統産業の承継(担い手)、地域が求める仕事など、ハローワークの求人情報にはない多様な就労情報を提供しました。 ② 移住希望者は、病院や保育所の数や交通アクセスなどの生活の場所に関する情報や給与・労働条件などの求人情報だけではなく、働き方や余暇の過ごし方、地域行事やコミュニティの状況などその地域での「暮らし方」を知りたいとのニーズを持っているため、ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を発信しました。 ③ 実際に三重県に現地訪問された方の約半数が移住を決断されている一方で、相談に来られた方のうち現地訪問された方は約 1 割にとどまっています。より多くの方に三重県を訪れていただくために、体験メニューを充実するとともに、大都市圏での情報発信を行うなど、現地訪問への誘導を強化しました。 ④ 首都圏の移住相談センターや、関西圏、中京圏で開催する移住相談デスクなどにより、移住希望者それぞれのライフプランに応じた相談にきめ細かに対応しました。 ⑤ 全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、引き続き、ホームページや SNS 等による情報発信を行いました。また、今年度は、首都圏において、三重での「暮らし方」の魅力を感じてもらう県単独フェア「三重の暮らしの見本市」を市町や団体等と連携して新たに実施するとともに、関西圏においても、各市町や県が企画する現地訪問ツアー等の PR イベントを開催しました。 ⑥ 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に、移住に関する全県の検討会議を設置して、県と市町の連携や市町同士の横のつながりの強化を図りました。特に、今年度は、多様な就労情報の掘り起こしや、「暮らし方」の魅力発信について、効果的な手法や課題等を相互に情報共有しながら検討し、移住者を受け入れる地域の体制整備を図りました。 ⑦ 「移住促進庁内連携関係課長会議」を設置し、庁内の連携促進を図りました。
2 取組の成果 上記の取組を実施したところ、平成 30 年度 1 月末時点(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日の間)における県外からの移住者数の県内合計は、238 名でした。 ※前年同期 214 名 ※平成 29 年度合計 322 名
平成 31 年度以降(取組予定等)
平成 31 年度以降の方向性 ① 「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行っていきます。 加えて、新たに、相談件数の約半数を 20 代~30 代の若者が占めていることから、市町や関係団体、企業等さまざまな主体と連携・協力し、起業や新規就農など仕事を通じた自己実現を重視する若者が、地域の現状を知ったうえで課題解決のためのプランを提案する場をつくることなどにより、若者と地域の思いをつなぐ機会の創出に取り組みます。 ② 市町の担当者会議や研修会を通じて、市町との連携を図り、移住促進に向けた効果的な手法や課題等を相互に情報共有することで、移住者を受け入れる地域の体制整備をさらに進めます。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 農林水産部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (県産農林水産物の認知度向上と販路拡大) (1) 伊勢志摩サミットでは、多くの県産食材が活用され、新規取引先の拡大や売上の増大などの効果が現われている。こうした成果や、高まった認知度を生かしながら、平成 32 (2020) 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機とした県産農林水産物の販路拡大に取り組んでいる。 これまでに、国際水準GAP等の認証取得促進や、首都圏等における戦略的なプロモーション、輸出の拡大を進め、GAP認証取得件数が29件に増加したほか、柑橘の輸出量の増加や、首都圏等のホテルで三重県フェアが開催され、当該ホテルにおいて延べ167品目の県産食材の採用につながるなど成果が現われ始めている。 今後も、これらの取組等を進め、県産農林水産物の売上の増加につなげるとともに、市町や関係団体等との連携をより一層強化し、更なる認知度の向上、販路拡大に取り組まれない。(農林水産総務課)
講じた措置
<u>平成 30 年度</u> 1 実施した取組内容 東京 2020 オリンピック・パラリンピックでの県産農林水産物の採用をはじめ、大会開催後の国内取引や海外輸出の拡大が有利に進められるよう、官民が一体となって、国際水準GAP認証等の取得に向けた取組の加速、マーケティング調査等を踏まえ策定した「東京 2020 大会を契機とした三重県農林水産品販売拡大戦略」に基づくきめ細かなプロモーション、海外市場に向けた情報発信や商談機会の創出、輸出に挑戦する産地の取組支援などに注力しました。 2 取組の成果 県内の国際水準GAP認証等の取得は、平成 31 年 2 月末時点で 60 件、2 農場(平成 30 年度新規、農産物 31 件、畜産物 2 農場)となっており、平成 31 年度末の目標である農産物 70 件、畜産物 6 農場の達成に向けて着実に増加しました。また、教育機関では、農業大学校および全ての県立農業高校(5 校)が国際水準GAP認証を取得しました。 県産農林水産物のプロモーションについては、首都圏等大都市圏の 5 つのラグジュアリーホテルにおいて、三重県フェアが 1 か月以上の長期にわたり開催されました。また、平成 30 年 10 月には選手村等で飲食を提供するケータリング事業者等を対象とした食材レセプションを首都圏で開催し、県産食材の認知度を高めました。 輸出については、アジア市場を中心に品目や量の拡大をめざす取組が進められ、タイへのみかん輸出に係る量の拡大や、日本初となるシンガポールへの活牡蠣輸出が実現しました。このほか、台湾へのブランド牛肉、中国への尾鷲ヒノキなど、新たな市場に向けた情報発信や商談機会の創出が進みました。また、平成 30 年 8 月に、みかん、真珠、茶の各産地において、関係者による輸出の強化に向けた宣言が行われるなど、産地が一体となった輸出の取組が進展しました。
<u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u> 今後も引き続き、関係者が一体となって、国際水準GAP認証取得等の生産体制の整備や、首都圏等でのターゲットに合わせたきめ細かなプロモーション、品目毎に定めた国・地域に向けた輸出環境の整備などを進め、オール三重の体制で県産農林水産物の認知度向上、販路拡大に取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (観光産業の振興)</p> <p>(2) 平成 29 年の観光消費額は、前年より 354 億円増の 5,273 億円となり、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の最終年度である 31 (2019) 年度目標の 5,000 億円を達成した。しかし、一方で県内の延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数及び観光客満足度は、前年実績を下回る数値となり、目標を達成できなかった。</p> <p>このため、「三重県観光振興基本計画」に基づき、市町、県民、観光関連事業者及びDMO等と連携して、効果的な魅力の発信や周遊・滞在型観光の定着に取り組むことで、県内の宿泊者数を増やすなど、観光消費額の増加に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(観光政策課、観光魅力創造課、海外誘客課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 30 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>国内外の来訪者から何度でも訪れたい観光地として三重が選ばれるとともに、観光関連産業を三重県経済をけん引する産業の一つとして確立させるため、「三重県観光振興基本計画 (平成 28 年度～31 年度)」にて「観光消費額」を主たる目標に掲げ、宿泊者の増加など、観光消費額を伸ばす取組を実施しました。</p> <p>(1) 官民一体で設置した「みえ観光の産業化推進委員会」において観光の産業化に向けた取組を進めました。本県の魅力の一つである「食」をテーマにした「みえ食旅パスポート」を前年度から引き続き実施し、観光客の周遊促進と消費拡大を図りました。地域連携DMOである(公社)三重県観光連盟と連携しマーケティングデータの収集・分析及びウェブサイトアクセス解析を進めるなど、全県DMO機能の構築と持続可能な観光地域づくりに取り組みました。 (観光魅力創造課)</p> <p>(2) 増加する個人の外国人旅行者 (F I T) に向け SNS 等による情報発信やゴルフツーリズムの推進にも取り組みました。 (海外誘客課)</p> <p>(3) 国際会議等 M I C E 開催地としての三重のブランドイメージを確立し、M I C E を本県インバウンドの新たな柱とするため、補助金などのツールを生かした誘致促進や、営業委託による県外でのセールス、職員による大学への営業活動等に取り組みました。 (M I C E 誘致推進監)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 観光庁の宿泊旅行統計調査 (速報値) によると、平成 30 年 1 月から 12 月までの県内延べ宿泊者数は約 883 万人で対前年比 106.2%、外国人延べ宿泊者数は約 36 万人で対前年比 107.2%と増加しました。 (観光政策課)</p> <p>(2) 「みえ食旅パスポート」の平成 31 年 2 月末時点の発給数は、企業や地域の事業者等とのコラボ版パスポートと合わせ 52 万部に達し、31,000 件以上の応募がありました。 (観光魅力創造課)</p> <p>(3) 新たに海外向け三重県観光ブランドロゴとキャッチフレーズ “「M I E , O n c e i n Y o u r L i f e t i m e 」 (一生に一度は訪れたい三重県)” を定め、三重県初となる観光ブランディングキャンペーンとして、インスタグラムでの『# V I S I T M I E キャンペーン』を実施しました。キャンペーンを通じて、海外に向けた三重県の観光ブランドを高めるとともに、オール三重で本県観光の魅力発信を加速させ、キャンペーン期間中 (9 月 26 日から 3 月 3 日まで) に約 15,500 件の投稿がありました。また、国内初となる「I A G T O 第 1 回日本ゴルフツーリズムコンベンション」が開催され、海外の 24 개국・地域から 52 の旅行会社等が来県し、三重県内のゴルフ場や観光地の視察及び国内 51 事業者とのゴルフツアー造成に向けた商談が行われました。 (海外誘客課)</p> <p>(4) 平成 30 年は、2,000 人規模の「第 48 回日本心臓血管外科学会学術総会」や約 4,600 人と過去最大の参加者となった「第 9 回日本プライマリ・ケア連合学会学術大会」等の大規模国際会議が開催されるとともに、サミット後では県内 2 件目、志摩市では初となる政府系国際会議「第 16 回日 A S E A N 次官級交通政策会合」が開催されるなど、目標 5 件に対して 16 件の年間実績となりました。 (M I C E 誘致推進監)</p>
<p>平成 31 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 日本を訪れる外国人旅行者の増加やミレニアル世代の台頭、デジタルマーケティング導入の重要性の高まりに対応するため、国内及び国外の三重県への観光旅行者に楽しんでもらいながらデータを収集する仕組みを構築し、データに基づく、より戦略的な観光マーケティング活動につなげる P D C A サイクルを確立するとともに、インバウンドの拡大を図るために、SNS を活用した客が客を呼ぶサイクルを生み出す情報発信を充実化します。 (観光魅力創造課、海外誘客課)</p> <p>(2) 「みえ観光の産業化推進委員会」を中心に、「みえ食旅パスポート」の実施等により得られた、「三重ファン」の再来訪促進と大都市圏等からの宿泊促進に向けた取組を展開し、地域の“稼ぐ力”を引き出すことで、観光の産業化を推進します。 (観光魅力創造課)</p> <p>(3) 県外へのセールスをより強化するとともに、補助制度を効果的に活用し、首都圏などで開催されている国際会議の三重県への誘致に取り組みます。また、ユニークベニューの活用にもさらに積極的に取り組みます。 (M I C E 誘致推進監)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (河川堆積土砂対策の推進)</p> <p>(1) 河川の堆積土砂対策は、流下能力が回復し、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、関係市町や農林水産部と情報を共有しながら、河川維持事業のほか、民間事業者の砂利採取を活用するなど取り組んでいるところであり、平成 29 年度末の堆積土砂は、前年度末から約 58 万 m³撤去したことにより、177 万 m³ (推計値) となった。</p> <p>しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、近年頻発する豪雨等により、ひとたび洪水災害が発生すれば、甚大な被害をもたらすおそれがあることから、引き続き治水安全上の優先度等を十分検討し、着実に堆積土砂対策を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(河川課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 30 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 30 年度においても、通常の降雨により堆積した土砂は河川事業により、異常出水で堆積した土砂は災害復旧事業により撤去を行いました。</p> <p>これに加えて、砂利採取を活用して、河川堆積土砂の全体量の減少に取り組みました。</p> <p>また、河川への土砂の流出を低減するうえで、土砂の発生抑制対策が重要であることから、農林水産部が上流域で実施する森林整備事業において、下流河川の堆積状況を考慮した箇所となるように連携して取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 30 年度は、河川事業により約 9 万 m³、砂利採取の活用により約 24 万 m³の堆積土砂を撤去する見込みです。これに加えて、平成 29 年度の異常出水に伴う堆積土砂については、災害復旧事業により約 32 万 m³を撤去する見込みです。(実績は 5 月に集計予定)</p> <p>また、農林水産部が所管する「災害に強い森林づくり推進事業 (みえ森と緑の県民税)」の平成 30 年度実施候補箇所の選定にあたり、河川の状況を考慮して調整した結果、全 29 事業箇所のうち、下流河川への効果が見込まれる 11 箇所について、事業を実施しています。</p> <p>さらに、これまでの堆積土砂撤去実績と当該年度の撤去箇所について、河川課及び各建設事務所のホームページにて段階的 (公表時期: 7 月、12 月、1 月) に公表しています。</p>
<p><u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>今後も、河川パトロール等により河川内の堆積土砂及び雑木等の状況確認を行い、河川管理上、優先度の高い箇所を市町と協議を行い、堆積土砂の撤去及び河川内の雑木の伐採を進めていきます。</p> <p>また、平成 30 年 9 月に上陸した台風 21 号等の影響により堆積した土砂については、平成 30 年度に引き続き災害復旧事業で撤去する予定です。</p> <p>さらに、引き続き、農林水産部と情報共有を行い、土砂の発生抑制対策を促進していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県立学校施設における非構造部材等の耐震対策の推進)</p> <p>(1) 県立学校施設における非構造部材について、現在、耐震対策を進めており、このうち、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 31 (2019) 年度までに対策を完了することとしているが、29 年度末時点で 63 棟 (49.6%) が対策未完了となっていることから、引き続き、非構造部材の耐震対策について、計画的に推進されたい。</p> <p>また、平成 30 年 6 月から 7 月に実施した、県立学校に設置されたブロック塀等の緊急点検の結果、35 校において、ブロック塀等 50 箇所及びその他 15 箇所に、撤去や適切な代替措置等を講じる必要があると判明した。このため、生徒、教職員等への周知や注意喚起、現場の立ち入りを制限することによる安全確保など、学校に対する適切な指導、助言を行うとともに、早急に必要な措置を講じられたい。</p> <p>(学校経理・施設課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 30 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 (屋内運動場等の天井等落下防止対策)</p> <p>屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 26 年度に行った点検結果に基づき、耐震対策を計画的に進めています。同対策については「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」においてその未完了数を目標として掲げ、平成 31 年度までに対策を完了することとしています。</p> <p>これまで計画的に改修工事を実施し、平成 29 年度末までに 64 棟の改修工事を実施しており、本年度において 10 校 22 棟の改修工事の実施設計を行うとともに、13 校 24 棟の改修工事を行いました。</p> <p>(ブロック塀等の安全対策)</p> <p>大阪府北部を震源とする地震発生を受け、各学校でブロック塀等について緊急に安全点検を実施するとともに、点検により安全が確認できなかったブロック塀等について、その形状や設置場所、周囲の状況に応じて、注意表示やロープ、コーン、バリケード等により児童生徒等が近づかない措置を講じました。</p> <p>点検結果により、31 校 51 箇所にブロック塀等があることが判明し、このうち国土交通省告示の判定基準を充たさない 44 箇所を撤去するとともに、基礎や鉄筋の状態が不明であり安全性が確認できない 6 箇所についても、その長さや老朽化の状況から撤去することとしました。あわせて、コンクリートブロックを用いているものの、建築基準法上はブロック塀等に該当しないとされた工作物についても、安全性が確認できないものは撤去することとしました。</p> <p>これらの安全性が確認できなかったブロック塀等について、県土整備部 (営繕課) や各学校と連携し、設置場所や老朽化の程度などを勘案し、順次、撤去と必要に応じた代替措置を進めました。</p> <p>2 取組の成果 (屋内運動場等の天井等落下防止対策)</p> <p>屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 30 年度末には累計 88 棟の改修工事が行われ、平成 26 年度の点検結果に対して 70.5% の対策が完了しました。</p> <p>(ブロック塀等の安全対策)</p> <p>安全性が確認できなかったブロック塀等について、全ての箇所を撤去し必要に応じた代替措置を講じました。</p>
<p><u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(屋内運動場等の天井等落下防止対策)</p> <p>屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成 31 年度に 18 校 39 棟の改修工事を実施する計画であり、これにより全ての対策が完了する見込みです。</p> <p>(ブロック塀等の安全対策)</p> <p>安全性が確認できなかったブロック塀等について、平成 30 年度に全ての箇所を撤去し必要に応じた代替措置を講じました。</p>

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上) (2) 平成 29 年の「刑法犯」の認知件数は 13,346 件 (前年比-766 件) となり、平成に入ってから最少件数を前年に続き更新した。検挙率は、42.8% (前年比+10.5 ポイント) であり、全国平均 35.7%を上回っている。 しかし、認知件数が、殺人 9 件 (前年比+3 件)、放火 9 件 (前年比+4 件) など増加している重要犯罪もあり、特殊詐欺についても、205 件 (前年比+41 件) と増加している。 これらのことから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。 (生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)
講じた措置
平成 30 年度
1 実施した取組内容 (1) 犯罪の抑止 ・ 地域の犯罪情勢に加え、地域住民が不安を感じる犯罪や事象を的確に把握し、これに即したきめ細かな犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、企業等による主体的な自主防犯活動の促進、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、地域社会が一体となった「安全安心まちづくり」に向けた取組を推進しました。 ・ 地域社会の安全安心を確保するためには、警察と自治体が連携・協働した取組が必要であることから、警察署幹部が市町の首長等自治体幹部に対し、次年度の当初予算編成前に、市町が主体となった防犯カメラの設置や自治会・商店街等に対する防犯カメラ設置補助金制度等の導入を働きかけたほか、老朽化や故障が著しい街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切替を行い、街頭防犯カメラ等の犯罪抑止インフラの整備拡充を図りました。 (2) 検挙率の向上 重要犯罪、重要窃盗犯等の早期かつ徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査による客観証拠の収集や目撃者の確保に努めたほか、DNA型鑑定や捜査支援分析システム等科学技術を活用した捜査を推進し、検挙率の向上に努めました。 (3) 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化 ・ 県民の特殊詐欺に対する警戒心・抵抗力の向上を図るため、毎月 15 日に設定した「特殊詐欺撲滅の日」を中心に防犯指導・広報啓発を強化したほか、三重県警察公式ツイッター等の広報媒体を活用し、防犯情報等を積極的に配信しました。また、平成 30 年は架空請求詐欺が多発したことから、スマートフォン等に送信される犯人からのメールをブロックするため、システム開発会社と連携した迷惑メール防止サービスを活用した架空請求詐欺対策を実施したほか、コンビニエンスストアと連携した電子マネー被害防止封筒の配付による被害防止対策を実施しました。 ・ 「だまされた振り作戦」等の積極的な実施による実行犯の現場検挙、犯行グループの中核被疑者の検挙に向けた突き上げ捜査、特殊詐欺助長犯罪の取締りを強力に推進しました。
2 取組の成果 ・ 平成 30 年中の刑法犯認知件数は、11,247 件で前年比-2,099 件 (-15.7%) と減少し、また、特殊詐欺認知件数についても、107 件で前年比-98 件 (-47.8%) と大幅な減少となりました。 ・ 刑法犯の検挙率は 44.1%で、前年比+1.3 ポイント上昇しました。重要犯罪の検挙率は 86.7%、重要窃盗犯の検挙率は 83.3%でいずれも前年を下回りましたが、全国平均を上回っており、特に、重要窃盗犯は、全国平均の 60.0%を大幅に上回りました。特殊詐欺は、検挙件数が 63 件で前年と比べ 34 件増加し、検挙人員は 19 人で前年と比べ 5 人増加しました。特殊詐欺助長犯罪については、口座開設詐欺等で 191 件・62 人を検挙し、前年と比べ 56 件・11 人増加しました。
平成 31 年度以降 (取組予定等)
1 犯罪の抑止 ・ 絶えず変化する地域の犯罪情勢に柔軟に対応し、真に効果的な犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア活動に対する支援の充実や、地域住民等に対する犯罪情報等の適時適切な提供など、地域社会が一体となって犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを継続的に推進します。 ・ 引き続き、自治体や自治会、商店街等による自主的な防犯カメラの設置促進を図るほか、自治体による設置助成金制度の導入・拡充の働き掛けや、老朽化や故障が著しい街頭緊急警報装置の街頭防犯カメラへの切替を行い、街頭防犯カメラ等の犯罪抑止インフラの整備拡充に努めます。
2 検挙率の向上 迅速・的確な初動捜査の徹底により、犯人の早期逮捕や連続発生の防止、防犯カメラ画像等の客観証拠の確実な収集に努めるとともに、DNA型鑑定やプロファイリング等の科学技術を活用した捜査を一層推進します。また、平成 31 年 6 月までに刑事訴訟法等の一部を改正する法律が全面施行となることから、新たな刑事司法制度に対応した適正な捜査を推進します。
3 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化 特殊詐欺の被害を減少させるため、引き続き、県民の警戒心・抵抗力を向上させる防犯指導・広報啓発、被害に遭わないための環境整備の促進、金融機関等と連携した水際対策を 3 本柱とした各種対策を推進します。また、実行犯やその上位者への突き上げ捜査を徹底するとともに、その背後にいるとみられる暴力団等に対しても、あらゆる法令を駆使した多角的な取締りを推進します。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見(「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進)</p> <p>(1)平成27年10月に策定し、29年3月に改訂された「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の29年度の取組結果については、自然減対策で進展度をB(ある程度進展した)とした一方で、社会減対策については進展度C(あまり進まなかった)とした。これは、社会減対策の数値目標である県外への転出超過数の改善に係る平成29年度の目標値(2,160人)を実績値(4,063人)が大きく超過し、目標達成状況が0.53となったことによる。</p> <p>また、社会減対策の取組の一つで戦略企画部が主担当となる若者の県内定着の促進に関する指標である県内高等教育機関卒業生の県内就職率についても、平成29年度の目標値(53.0%)を実績値(48.9%)が下回っている状況にある。</p> <p>このため、数値目標の達成に向けて、各部局との連携の強化を図りながら、自然減対策を推進するとともに、県内高等教育機関の一層の魅力向上・充実等による若者の県内定着、しごとの創出、産業人材の育成等に取り組む、社会減対策を一層進められたい。(戦略企画総務課、企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成30年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>①「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたっては、自然減対策と社会減対策を車の両輪として、効果的・効率的に取組を展開しています。その評価と検証にあたっては、平成30年6月に「三重県地方創生会議及び同検証部会」を開催し、外部有識者の委員からご意見をいただいたほか、県議会で審議いただきました。これらの結果等を踏まえ、平成29年度取組の成果について「平成30年版三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略検証レポート」を作成し、7月に公表しました。</p> <p>特に社会減対策については、転出超過に歯止めがかからず厳しい状況が続いています。転出超過の約8割を占める15歳から29歳の若者の転出超過に歯止めをかけていくことが重要となることから、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部」の幹事にワーキング部会として、「若者県内定着緊急対策会議(当会議)」を立ち上げ、計6回開催しました。当会議においては、部局間連携によるより効果的な取組方法や若者県内定着に向けた必要な方策等の議論を行い、その内容を取組に生かすとともに、「三重県経営方針」へ反映させるなど、若者県内定着に向けた取組が全庁で加速していくよう検討を進めました。また有識者による「三重県経営戦略会議」、「三重県総合教育会議」においても若者県内定着について専門的見地からご意見をいただくとともに当事者である若者の意見も直接聴取しました。(企画課)</p> <p>②県内高等教育機関の学生の県内定着に向けて、「高等教育コンソーシアムみえ」の取組を促進し、県内高等教育機関の一層の魅力向上に取り組まれました。また、新たな大学連携の取組として、県内の地域課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会を形成していくため、平成30年11月、東京大学と相互に連携・協力する協定を締結しました。さらに、県内の産業界、高等教育機関、県及び市町で構成する「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」を設置し、高等教育機関相互及び産業の分野の枠組みを越えた情報共有、意見交換、連携等の促進に取り組まれました。(戦略企画総務課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>①「若者県内定着緊急対策会議」の議論を活用し、より効果的な取組となるよう、実施している事業の情報共有を行うとともに連携方法等の見直しを行いました。社会減対策の数値目標である県外への転出超過数は、平成30年は4,225人となっていますが、2年連続で減少していた転入者数が平成30年は増加に転じ、15歳から29歳の若者の転出超過数についても、200人減少しています。また平成31年度に向けては「平成31年度三重県経営方針」(案)の5つの取組方向の一つに「若者の県内定着につなげるために」と掲げ、「働く場づくり」、「ひとづくり」、「きっかけづくり」の3つの観点から強力に取組を進めていくこととしました。(企画課)</p> <p>②「高等教育コンソーシアムみえ」では、単位互換協定に基づく高等教育機関相互の授業公開や「三重を知る」共同授業の実施により学びの充実が図られるとともに、学生が県内企業を知る機会となるバスツアーの実施など学生の県内就職に向けた取組が実施されました。また、東京大学と県内高等教育機関等との連携の拠点になる「東京大学地域未来社会連携研究機構三重サテライト拠点」が、平成31年2月に四日市市内に設置されました。さらに、平成31年1月の第2回「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」において、東京大学地域未来社会連携研究機構長に新たに委員として加わっていただくとともに、同大学と県内高等教育機関等との連携イメージを提案いただきました。(戦略企画総務課)</p>
<p>平成31年度以降(取組予定等)</p>
<p>①「平成31年度三重県経営方針」(案)に基づき、部局を超えた連携をさらに深め、若者の県内定着につなげるための取組を強力に進めるとともに、県民の皆さんをはじめ、国・市町等関係機関や企業・団体等民間の主体とも課題を共有しながら、取組を加速させます。平成31年度は「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度であり、目標達成に向けて取り組むとともに、これまでの取組の検証を行いながら次期総合戦略の策定を行い、人口減少の課題について切れ目ない取組を進めていきます。(企画課)</p> <p>②「高等教育コンソーシアムみえ」の取組を支援することで、県内高等教育機関の連携を進めます。</p> <p>また、東京大学のサテライト拠点を中心として、県内高等教育機関等との共同研究などの連携を図るとともに、同大学によるテレビ会議システムを活用したワークショップや連続講座により、人材育成を図ります。</p> <p>さらに、「みえ地方創生多分野産学官連携推進協議会」の取組により、産学官が分野の枠組みを越えて交流する機会を増やし、若者から選ばれるしごとの創出や働く場の魅力向上につなげます。(戦略企画総務課)</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底及び不適正事務の再発防止)</p> <p>(1) 平成 29 年度の懲戒処分については、前年度の 2 人から 5 人増加し 7 人の知事部局職員が、セクシュアル・ハラスメント、強制わいせつ行為及び飲酒運転等により処分されている。 さらには、過失運転致死の罪により禁錮刑の確定を受けた職員 1 人が失職している。 一方、事務処理においても、過去に多数の不適正な事務処理を行っていた事案等が発生している。 これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、原因や背景を徹底的に究明のうえ、法令遵守及び服務規律の更なる徹底並びに不適正事務の再発防止に取り組まれない。 また、平成 32 (2020) 年 4 月施行の地方自治法改正に伴う内部統制制度の整備に当たっては、こうした状況も踏まえ、十分検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(行財政改革推進課、人事課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 30 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>コンプライアンスの徹底については、継続して取り組んできたにも関わらず、平成 30 年度に入っても、障がい者雇用率の算定誤りなど県民の信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事が連続して発生しています。事案が発生する都度、県民の皆さんの信頼を損なうような事態となっていることを、全ての職員が重く受け止め、これまでのコンプライアンスの取組に加え、原因の分析や外部有識者の意見を踏まえた再発防止策を取りまとめました。</p> <p>なお、内部統制制度については、平成 31 年度に方針の策定や体制の整備等を予定しており、平成 30 年度においては、国の動向など情報収集に努め、内部での検討を進めました。</p> <p>(1) 再発防止策の取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none">総務部副部長を座長に各部局総務担当課長等を構成員とするコンプライアンス推進会議を平成 30 年 10 月に設置し、実際に発生した不適切な事務処理事案や職員の不祥事について、背景・原因や課題等を分析したうえで、再発防止策の検討を進めました。政策会議での議論、外部有識者によるコンプライアンス懇話会の意見聴取を経て、県としての再発防止策を取りまとめました。可能なものについては、年度内に着手するとともに、平成 31 年度から、適宜、実施していきます。 <p>(2) 所属長等コンプライアンス研修の実施</p> <p>職員の不祥事や不適切な事務処理事案が繰り返し発生している状況を踏まえ、全ての所属長等 (574 名) を対象とした研修を、平成 30 年 8 月～9 月にかけて、全 14 回実施しました。</p> <p>(3) コンプライアンスの日常化に向けた継続的な取組</p> <p>これまで実施してきたコンプライアンスの日常化に向けた取組について、継続して取組を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none">みえ成果向上サイクルを活用した取組 各管理職員は組織マネジメントシートに、コンプライアンスの取組及び不適切な事務処理防止に向けた対応策を記載し、管理職員勤務評定制度等を通じて、進捗管理を図りました。各所属コンプライアンス・ミーティングの実施 各所属において、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス・ミーティングを年 3 回実施しました。職員研修 階層別研修や定期法務研修を実施しました。リーガル・サポート 法律相談、法務研修 (再掲)、メールマガジンの発行などの取組を継続し、職員の法令習熟度の向上に取り組みました。 <p>2 取組の成果</p> <p>継続的にコンプライアンスの日常化に取り組んできたにも関わらず、県民の皆さんの信頼を損なうような事態となっていることを真摯に受け止め、再発防止策について外部の有識者の意見等も踏まえ、3 月に取りまとめました。</p>
<p><u>平成 31 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>平成 30 年度に取りまとめた再発防止策について、重点化を図りながら、計画的な実施により、全庁をあげてコンプライアンスの推進に取り組んでいきます。 また、コンプライアンスの取組状況も踏まえ、内部統制制度の整備を進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (特別養護老人ホームの入所待機者の解消及び介護人材の確保・養成)</p> <p>(2) 特別養護老人ホームの施設整備を行う事業者への支援により整備定員数が増加した結果、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者については、平成 29 年度において 239 人と、前年度から 400 人減少している。しかし、依然として入所の必要性の高い人が、直ちに入所できない状況が続いている。</p> <p>引き続き、施設整備を促進するとともに、入所基準の適切な運用を施設に対して促すことにより、介護度が重度で在宅の入所待機者の解消に努められたい。</p> <p>また、平成 29 年度の介護関係職の新規求人数に対する充足率は、前年度より 1.6 ポイント低下の 11.8%と減少傾向が続いており、介護職員不足により施設が一部稼働できない事態が発生している。</p> <p>良質な福祉・介護サービスが提供されるためには、人材の安定的な確保と資質の向上が求められていることから、引き続き、関係機関と連携して人材の確保・養成を行われたい。(長寿介護課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 30 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 福祉・介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・三重県社会福祉協議会に設置した三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、キャリア支援専門員による求人と求職のマッチング支援、中学・高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の資格取得支援と就職支援、潜在的有資格者の掘りおこしやシニア世代の参入のための研修、小規模事業所へのアドバイザーや研修講師の派遣、介護事業者等関係機関との連携を図るための介護人材確保対策連携推進協議会の開催、働きやすい介護職場応援制度による介護事業所を評価する仕組みなどの取組を実施しました。・三重県社会福祉協議会に貸付原資等を補助することで、介護福祉士の資格取得をめざす学生や外国人留学生等への修学資金や、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。・経済連携協定 (EPA) に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が、円滑に国家資格を取得し、日本で就労できるよう日本語学習等の支援を行いました。・地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金で、介護従事者の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に取り組む市町・介護関係団体を支援しました。・「介護助手」の取組をより一層普及させるため、導入支援のためのマニュアルを作成しました。 <p>② 特別養護老人ホームの入所にあたって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、25 施設の現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。</p> <p>③ 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、平成 29 年度に選定した平成 30 年度整備対象事業者に対し適正に施設整備が施工されるよう現地調査、指導等を行いました。また、平成 31 年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。(長寿介護課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 福祉人材センターでの取組により、315 名が福祉・介護職場に就職しました。</p> <p>② 特別養護老人ホームへの現地調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。</p> <p>③ 介護保険事業支援計画に基づき、平成 30 年度は、特別養護老人ホーム 1 施設 (20 床) の施設整備が行われ、また、平成 31 年度の施設整備として、特別養護老人ホーム 3 施設 (130 床) の選定を行いました。</p> <p>④ 平成 30 年度に実施した調査によると、平成 30 年 9 月 1 日現在での県内の特別養護老人ホームの平均稼働率は約 95%となっており、全体としては、おおむね必要な人員を確保し、補助金を有効に活用していると認識しています。一部職員の不足により未稼働床が存在している事業所については職員の確保等の進捗状況を確認し、可能な限り未稼働床を解消できるよう指導等に努めています。(長寿介護課)</p>
<p>平成 31 年度以降 (取組予定等)</p> <p>① 介護人材の確保については、若者やシニア・外国人等の多様な層に応じて、これまでの取組を引き続き実施するとともに、「介護助手」の取組をより一層普及させるため、マニュアルを活用し、さまざまな介護施設への普及を図っていきます。</p> <p>② 特別養護老人ホームの入所にあたっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。</p> <p>③ 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集に当たっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うほか、介護人材の確保の見込みについて確認を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。(長寿介護課)</p>

<p>監査の結果</p>																									
<p>1 事業の執行に関する意見 (少子化対策の推進)</p> <p>(2) 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)の自然減対策においては、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」を基本目標として掲げ、県の合計特殊出生率を、平成 26 年から、おおむね 10 年後を目途に 1.8 台に引き上げることを数値目標の一つとしている。</p> <p>総合戦略に基づき、自然減対策として、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(以下「スマイルプラン」という。)に掲げた取組を中心に推進しているところであるが、平成 29 年の合計特殊出生率は 1.49 と、前年に比べて 0.02 下落するとともに、2 年連続で前年を下回る結果となった。</p> <p>このため、市町や関係機関と連携し、スマイルプランに掲げる取組を着実に推進するとともに、少子化対策を進めるための機運醸成に努められたい。 (少子化対策課)</p>																									
<p>講じた措置</p>																									
<p>平成 30 年度</p>																									
<p>1 実施した取組内容</p> <p>「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、市町や企業・団体のほか、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議との連携も図りながら、少子化対策を進めるための機運の醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージ毎に切れ目のない取組を実施しました。</p> <p>また、新たな取組として、Trim株式会社(神奈川県横浜市中区)と、外出先で授乳や離乳食、おむつ交換などが安心してできる個室可動型ナースিংルーム「m a m a r o」の利活用や子育てしやすい環境づくりなどを目的とする連携と協力に関する包括協定を全国で初めて締結し、みえ県民交流センターに県有施設としては全国で初めて「m a m a r o」を設置しました。</p> <p>さらに、県とイオンとの包括協定の取組の一環として、イオンの電子マネーカードのご当地WAONの仕組み(利用金額の一部を寄附)を活用し、三重の未来を担う子どもたちや子育て家庭を応援する事業に役立てる「みえ 子育てWAON」を発行しました。 (少子化対策課)</p>																									
<p>2 取組の成果</p> <p>(1) 結婚を望む人への出逢いの場の情報提供等を行うとともに、企業等と連携し、社会全体で結婚を望む人を応援する地域づくりを進めることにより、結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県内各地域で結婚を支援する体制の整備につなげました。</p> <p><主な成果(累計)> (平成 31 年 3 月末時点)</p> <table border="0"> <tr> <td>みえ出逢いサポートセンター会員</td> <td>H29</td> <td>2,876 人</td> <td>→H30</td> <td>3,834 人</td> </tr> <tr> <td>出逢い応援団体</td> <td>H29</td> <td>141 団体</td> <td>→H30</td> <td>161 団体</td> </tr> <tr> <td>出逢いサポート企業</td> <td>H29</td> <td>206 社</td> <td>→H30</td> <td>207 社</td> </tr> <tr> <td>イベント累計数(セミナー含む)</td> <td>H29</td> <td>332 回</td> <td>→H30</td> <td>504 回</td> </tr> <tr> <td>総参加者累計数(セミナー含む)</td> <td>H29</td> <td>4,655 人</td> <td>→H30</td> <td>6,760 人</td> </tr> </table> <p>(少子化対策課)</p> <p>(2) 男性の育児参画の推進に向けた啓発イベントや情報発信等に取り組むことにより、男性が積極的に育児に参画することへの理解の促進及びイクボスの普及につなげました。</p> <p><主な成果></p> <p>第 5 回ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ応募件数 H29 431 件→H30 651 件(過去最高)</p> <p>みえのイクボス同盟加盟企業・団体数 H29 150 企業・団体→H30 180 企業・団体(平成 31 年 3 月末時点) (少子化対策課)</p> <p>(3) 三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等を調査した結果を、「みえの子ども白書 2019」として取りまとめ、公表しました。 (少子化対策課)</p>	みえ出逢いサポートセンター会員	H29	2,876 人	→H30	3,834 人	出逢い応援団体	H29	141 団体	→H30	161 団体	出逢いサポート企業	H29	206 社	→H30	207 社	イベント累計数(セミナー含む)	H29	332 回	→H30	504 回	総参加者累計数(セミナー含む)	H29	4,655 人	→H30	6,760 人
みえ出逢いサポートセンター会員	H29	2,876 人	→H30	3,834 人																					
出逢い応援団体	H29	141 団体	→H30	161 団体																					
出逢いサポート企業	H29	206 社	→H30	207 社																					
イベント累計数(セミナー含む)	H29	332 回	→H30	504 回																					
総参加者累計数(セミナー含む)	H29	4,655 人	→H30	6,760 人																					
<p>平成 31 年度以降(取組予定等)</p>																									
<p>引き続き、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協創をより重視し、少子化対策を進めるための機運の醸成を図るとともに、ライフステージ毎に切れ目のない取組を進めていきます。</p> <p>また、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について、「みえの子ども白書 2019」の結果のほか、これまでの取組成果や課題をふまえ、三重県少子化対策推進県民会議等のさまざまな主体の参画を得ながら、関連する計画とあわせて、一体的に見直しを行います。 (少子化対策課)</p>																									

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (交通事故防止対策の推進) (1) 平成 29 年の交通事故死者数は、前年を下回る 86 人に減少し、高齢者交通事故死者数も前年を下回る 37 人となったが、いずれも「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の 29 年度の目標値を達成していない。 また、交通事故死者数のうち、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の占める割合は、約 5 割となっている。 このため、引き続き、関係機関と連携を図り、高齢者や交通弱者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組など、交通事故防止に努められたい。 (くらし・交通安全課)
講じた措置
平成 30 年度
1 実施した取組内容 (1) 四季の交通安全運動をはじめ、年間を通じた広報啓発活動において、「高齢者の交通事故防止」「横断歩道における歩行者の優先」「自転車の安全利用の推進」等を運動の重点目標として位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する関係機関・団体等と連携して、運動を展開しました。 また、年間の交通事故死者数は 6 月までは前年より減少傾向で、月平均 6.3 人で推移していたものの、7 月には 13 人と多発したことから、8 月に県内主要箇所において、緊急街頭啓発を実施しました。 (2) 毎月第一月曜日の自転車安全対策強化日（セーフティバイシクルデー）で、かつ自転車安全利用月間である 5 月 7 日には、自転車利用者の多い近鉄江戸橋駅前、自転車の交通安全について街頭啓発を行いました。 (3) 地域の高齢者等に対し、交通安全活動の中心的役割を担う交通安全シルバーリーダーを育成するため、県内各地の指定自動車教習所等において交通安全シルバーリーダー育成研修を実施したほか、地域で防犯・交通安全ボランティア活動をする方に、交通安全シルバーリーダーを指名し、地域の高齢者に対する交通安全啓発活動を行いました。(交通安全シルバーリーダー育成研修 7 回・99 人受講、2 月末現在シルバーリーダー指名数 200 名) (4) 三重県交通安全研修センターにおいて、各種シミュレーターや診断機器等を活用し、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活躍する交通安全指導者の養成・資質向上研修を実施しました。(2 月末現在：施設利用者 47,030 人、指導者養成・資質向上講座受講者 1,650 人) また、市町等との連携によるパークアンドバスライド方式による高齢者重点プログラムを実施しました。(2 月末現在：14 回 190 人受講) (5) 三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育により、加齢による身体的能力の衰えを自覚してもらい、自動車の運転に不安を感じる方には運転免許証の自主返納に繋げるとともに、運転免許証を自主返納しやすい環境の整備を図るため、自主返納者に対する民間事業者等の各種サービスを、県ウェブページに掲載し公表しました。(3 月末現在：42 事業者等) (くらし・交通安全課)
2 取組の成果 (1) 平成 30 年中の交通死亡事故件数は 82 件で過去最少となったものの、死者数は前年より 1 人増加し 87 人となり、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の 30 年度の目標値 65 人以下を達成できませんでした。またこのうち、高齢者は 57 人と前年より 20 人増加し、活動指標である 33 人以下を達成できませんでした。 なお、交通事故死傷者数については、6,223 人で、活動指標の 8,100 人以下を達成できました。 (2) 四季の交通安全運動や交通安全シルバーリーダーによる各地域での交通安全啓発活動及び三重県交通安全研修センターでの参加・体験・実践型の交通安全教育の実施により、13 年連続で交通事故死傷者数を減少させることができました。 (くらし・交通安全課)
平成 31 年度以降 (取組予定等)
(1) 「第 10 次三重県交通安全計画」をふまえ、関係機関等と連携して、高齢者や交通弱者（歩行者、自転車乗用者）の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。特に、平成 30 年中の交通死亡事故のうち、四輪乗用中の死者 35 人中、シートベルト非着者が 19 人と 5 割を超えることや、道路横断中の歩行者が犠牲になる死亡事故が多いことから、シートベルトの着用による交通死亡事故の防止、信号のない横断歩道での歩行者優先などに重点を置いた啓発活動を行っていきます。 (2) 交通事故死者数のうち高齢者が占める割合が依然として高いことから、県内各地の自動車学校等の協力を得て、高齢者交通安全実践塾を開催するなど、地域の高齢者に直接、交通安全意識の向上を働きかける取組をすすめるとともに、メールマガジンにより交通安全意識の向上につながるタイムリーな情報を提供していきます。 (3) 三重県交通安全研修センターにおいて、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活躍する交通安全指導者の養成・資質向上研修を行います。 (4) 運転免許証の自主返納者に対する民間事業者等による各種サービスを公表するなど、自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備します。 (くらし・交通安全課)